

鳥取県産業未来共創資金（大型投資）制度要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県内に工場等の新設又は増設を行う鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）に基づく鳥取県産業未来共創補助金（成長・規模拡大型、一般投資型に限る。）及び先端的デジタル活用企業立地促進補助金の認定を受けた企業に対して、その必要資金の一部を融資することにより、県内の経済の活性化を図るため、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、条例、鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））（令和5年7月13日付第202300091611号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱（成長・規模拡大型）」という。）及び鳥取県産業未来共創条例施行要綱（産業未来共創事業（一般投資型））（同部長通知。以下「要綱（一般投資型）」という。）並びに鳥取県産業未来共創条例施行要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）（令和5年7月13日付第202300091794号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各所長 融資の対象となる事業の実施場所が倉吉市又は東伯郡内にあるものにあつては、鳥取県中部総合事務所長、米子市、境港市及び西伯郡又は日野郡内にあるものにあつては、鳥取県西部総合事務所長をいう。
- (2) 投資額 投下固定資産額及び賃借料の合計額をいう。
- (3) 雇用者数 常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計数をいう。

（融資対象者）

第3条 この資金の融資の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす企業とする。（以下、「融資対象者」という。）

- (1) 次に掲げるいずれかの認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）を実施する企業
ア 要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））第17条第1項の規定による事業認定
イ 要綱（産業未来共創事業（一般投資型））第16条第1項の規定による事業認定
ウ 要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）第12条第1項の規定による事業認定
- (2) 県税を滞納していない企業

（融資対象の認定）

第4条 知事又は各所長は、融資対象者の行う認定事業の実施に必要な運転資金又は設備資金について、別表1、別表2及び別表3の融資対象経費欄に掲げる経費及び要件欄に掲げる要件に適合すると認めるときは、融資対象として認定するものとする。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、産業未来共創資金（大型投資）融資対象認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、知事又は各所長へ提出しなければならない。
 - (1) 要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））第17条第5項、要綱（産業未来共創事業（一般投資型））第16条第5項及び要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）第12条第5項の規定による認定通知書の写し
 - (2) 直近の決算報告書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 見積書、契約書又は所要経費の積算資料等、融資対象経費の根拠となるものの写し
 - (5) 実施前の労働者名簿の写し（増設の場合）
- 3 知事又は各所長は、第1項の認定をしたときは、産業未来共創資金（大型投資）融資対象認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、その通知の写しを添付して、第6条で定める融資金融機関のうち、申請者が希望する融資金融機関（以下「融資希望金融機関」という。）、鳥取県信用保証協会及び当該工場等の所在地が市部にある場合は、その所在地を管轄する市長（以下「管轄市長」という。）に通知するものとする。

（融資条件）

第5条 この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業開始時期等

融資実行日から3年以内に操業を開始するものとする。ただし、経済情勢の悪化等により操業遅延が真にやむを得ないと知事又は各所長が認める場合は、この限りでない。また、要綱（産業未来共創事業（成長・規模拡大型））第28条第1項、要綱（産業未来共創事業（一般投資型））第26条第1項及び要綱（先端的デジタル活用企業立地促進事業）第17条の規定に掲げる日（以下「雇用増数等達成期限日」という。）までに別表2及び別表3の雇用増数等欄に掲げる要件を達成するものとする。

(2) 融資対象経費・融資限度額等

ア 運転資金については、別表1に掲げるとおりとする。

イ 製造業、道路貨物運送業を行う融資対象者の設備資金については、別表2に掲げるとおりとする。

ウ イに掲げる事業以外を行う融資対象者の設備資金については、別表3に掲げるとおりとする。

(3) 融資期間

運転資金 10年（据置2年）以内

設備資金 15年（据置2年）以内

(4) 融資利率（変動金利）

信用保証なし 年1.68パーセント以内

信用保証あり 年1.43パーセント以内

(5) 信用保証

任意保証とする。

(6) 保証料率 下表のとおりとする。

（単位：％）

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.45	1.38	1.28	1.18	1.08	1.00	0.80	0.60	0.45

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号、7号又は8号の適用を受ける場合は、保証料率0.7%とする。

(7) 担保

金融機関の定めるところによる。（信用保証ありの場合は、保証協会の定めるところによる。）

(8) 保証人

金融機関の定めるところによる。（信用保証ありの場合は、保証協会の定めるところによる。）

(9) 償還方法

割賦均等償還

（融資金融機関）

第6条 県内に店舗を有する金融機関とする。

（融資の申込み）

第7条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、融資金融機関所定の借入申込書に産業未来共創資金（大型投資）融資対象事業認定通知書の写しを添付し、金融機関へ申し込むものとする。

2 申込者は、融資金融機関との間で繰上償還等に関し繰上償還等に関する特約書（様式第3号）に定める特約を締結しなければならない。

（融資の実行）

第8条 融資金融機関は、借入申込書を審査した上、適当と認めたときは融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）

第9条 融資金融機関は、融資を行ったときは、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱第8条により、知事に報告するものとする。

（資金措置）

第10条 この資金を運用するため、県は、毎年度予算の範囲内において、鳥取県企業自立サポート事業補助金交付要綱（平成18年4月5日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。）に基づき補助金により、また、市はその定める資金措置の方法により、融資金融機関に対してそれぞれ以下のとおり資金措置を行うこととする。

(1) 県

ア 補助金額

この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

イ 補助期間

年度更新とし、15年を限度とする。

(2) 市

ア 預託額

この資金の融資額に対し、商工労働部長が別に定める割合を乗じた額

イ 預託利率

商工労働部長が別に定める。

ウ 預託期間

年度更新とし、融資金融機関の融資期間を限度とする。

(繰上償還等)

第11条 知事又は各所長は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、融資金融機関と協議の上、貸付金の全部又は一部の繰上償還及び県が行った補助相当額の融資を受けた者からの返還を融資金融機関に求めることができる。

(1) 融資した資金を目的外に使用したとき

(2) 融資した資金の返済を怠ったとき

(3) 虚偽その他不正の手段により資金の融資を受けたとき

(4) 融資を受けて取得又は賃借した土地、建物及び償却資産について、用途の転用、廃止等があったと認められたとき

(5) 融資対象経費の減少により、融資した資金の額が融資対象経費を超えたとき

(6) その他この要綱に違反したとき

2 知事又は各所長は、融資を受けた者が前項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、融資を受けた者、融資金融機関、鳥取県信用保証協会及び管轄市長に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた融資金融機関は、県が補助した額及び市が預託した額を速やかに返還しなければならない。

(完了報告等)

第12条 融資を受けた者は、融資対象経費の支払いを完了したときは、事業完了報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、速やかに知事又は各所長に報告しなければならない。

(1) 工場等の概要を明らかにした書類及び図面

(2) 融資対象経費を証する契約書及び領収書等の写し

(3) 産業未来共創資金(大型投資)融資対象事業認定通知書の写し

2 融資を受けた者は、操業を開始した時は、操業開始報告書(様式第5号)により知事又は各所長に報告しなければならない。

3 融資を受けた者は、要綱(産業未来共創事業(成長・規模拡大型))第29条第1項、要綱(産業未来共創事業(一般投資型))第27条第1項及び要綱(先端的デジタル活用企業立地促進事業)第19号第1項の規定による交付決定の日から30日以内に、雇用状況等報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、雇用状況等について知事又は各所長に報告しなければならない。

(1) 要綱(産業未来共創事業(成長・規模拡大型))第29条第1項、要綱(産業未来共創事業(一般投資型))第27条第1項及び要綱(先端的デジタル活用企業立地促進事業)第19号第1項の規定による交付決定及び交付額確定通知書の写し

(2) 実施後の労働者名簿の写し

(調査)

第13条 知事又は各所長は、前条の報告があったときは、融資を受けた者に対し必要に応じて調査を実施するものとし、融資を受けた者は正当な理由なくこれを拒んではならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附 則 (抄)

1 この要綱は平成18年4月1日から施行し、平成18年度の融資から適用する。

2 鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱(平成5年5月24日制定)は廃止する。

3 鳥取県企業立地促進資金融資制度取扱要領(平成5年5月24日制定)は廃止する。

4 この要綱の実施以前に行われた「鳥取県企業立地促進資金」の融資に係る、県の金融機関に対する資金措置は預託とし、預託額は融資残高に対し商工労働部長が別に定める割合を乗じた額とする。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成19年10月1日から適用する。ただし、平成19年9月30日までに審査を経て保証協会が受け付けたものについては、貸付日が平成19年10月1日以降であっても、融資利率を除き、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の融資から適用する。ただし、平成19年度中に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成20年4月1日以降であっても、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成21年4月1日以降であっても、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成22年4月1日以降であっても、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成23年4月1日以降であっても、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が平成30年4月1日以降であっても、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、令和元年7月4日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が令和元年7月4日以降であっても、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱第3条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が令和2年4月1日以降であっても、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。ただし、施行日前に鳥取県産業成長応援資金融資制度要綱第4条第1項の認定を行ったものについては、融資実行が令和5年7月13日以降であっても、なお、従前の例によるものとする。

(別表 1)

融資対象経費	要件 (いずれも満たすこと。)		融資限度額
	投資額	雇用増数等	
運転資金 (認定事業の実施に必要な人件費、 その他操業に必要な経費)	—	—	1億円

(別表 2)

融資対象経費	要件 (いずれも満たすこと。)		融資限度額
	投資額	雇用増数等	
設備資金 (認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却 資産の取得に要する経 費)	20億円未満	次のいずれかを満たすこと。 (1) 雇用者数が3人以上増加すること。 (2) 次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 雇用者数が事業主都合により減少 していないこと。 イ 別紙に定める新增設事業の完了の 日を含む事業会計年度の前年度以降 の付加価値額又は一人当たりの付加 価値額の伸び率が1年で100分の 4以上となること。	融資対象経費 又は10億円のいずれ か低い額
	20億円以上	雇用者数が30人以上増加すること。	15億円
	70億円以上	雇用者数が50人以上増加すること。	30億円
	140億円以上	雇用者数が100人以上増加すること。	50億円

(別表 3)

融資対象経費	要件 (いずれも満たすこと。)		融資限度額
	投資額	雇用増数等	
設備資金 (認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却 資産の取得に要する経 費)	—	次のいずれかを満たすこと。 (1) 雇用者数が3人以上増加すること。 (2) 次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 雇用者数が事業主都合により減少 していないこと。 イ 別紙に定める新增設事業の完了の 日を含む事業会計年度の前年度以降 の付加価値額又は一人当たりの付加 価値額の伸び率が1年で100分の 4以上となること。	融資対象経費 又は2億円のいずれか 低い額
	2.5億円以上 5億円未満	雇用者数が10人以上増加すること。	3億円
	5億円以上	雇用者数が15人以上増加すること。	4億円
設備資金 (認定事業の実施に必要な土地、建物及び償却 資産の賃借料(融資対象 期間は、事業開始から1 年間))	—	次のいずれかを満たすこと。 (1) 雇用者数が合わせて3人以上増加す ること。 (2) 次に掲げる要件を全て満たすこと。 ア 常時雇用労働者等数が事業主都合 により減少していないこと。 イ 別紙に定める新增設事業の完了の 日を含む事業会計年度の前年度以降 の付加価値額又は一人当たりの付加 価値額の伸び率が1年で100分の 4以上となること。	融資対象経費 又は3千万円のいずれ か低い額

備考

- 1 融資対象経費のうち他の県制度資金を受けるものは除くこと。

(別紙)

付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）
又は一人当たりの付加価値額について

- 1 人件費は、以下の各項目を全て含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を乗じることによって算出すること。
 - (1) 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費等（退職金は除く。）を含んだもの（常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者に限る。）。）
 - (2) 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費（常時雇用労働者、高年齢常時雇用労働者に限る。）。）

- 2 減価償却費は、以下の各項目を含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。
 - (1) 減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）。）
 - (2) リース・レンタル費用（損金算入されるものに限る。）。）

- 3 一人当たりの付加価値額
 - (1) 従業員数は、付加価値額算出を行う期末の常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者の合計数とすること。
 - (2) 伸び率は、小数点以下第2位を四捨五入したものとすること。

- 4 各種項目の算出式
 - (1) 付加価値額 : 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
 - (2) 一人当たりの付加価値額 : 付加価値額 ÷ 従業員数
 - (3) 営業利益 : 売上総利益（売上高 - 売上原価） - 販売費及び一般管理費

- 5 前4項によりがたい場合については、県と別途協議を行うものとする。